

ドキュメント仲裁ー「証言」

今回の仕事は、実は、訴訟での証人喚問なのだが、様々な意味で難しい。基本は、事実を正確に証言する、ウソや不確かなことを言わない、事実がいい意味で固執する、に尽きるのだが、事実の証言をすることが難しいことがあるのです。

それは、複合尋問や誘導尋問といわれているものなのですが、質問の順序や聞き方によって、事実をいっているにもかかわらず相手に有利な証言になってしまうことがあるのです。たとえば・・・

今回はお互いがお互いを訴えています。相手は、「自分の経営が破綻したのは、お前が支払いを遅らせたからだ。契約違反だ」という主張で、こちらは「破綻は経営の失敗だ。ちゃんとした製品がないから支払おうにも購入できないだろう。契約違反はそっちだ。」という主張。



ここで彼らが僕にした尋問は、

「あなたは彼らが契約違反をしたといっていますね？」

はい

「その理由はA, とBだといっていますね？」

はい。

「ほかにはありませんか？」

ほかにもあります。

(ここで僕の注意は、他の理由を探すことに逸れてしまった)

「ほかはなんですか？」

C, とDとEです。

「ほうほう、CとDとE。詳しく聞かせてください・・・」

(詳しく話す)

「ところで、もう一度、確認のためにききます」

「あなたが契約をやぶったのは、彼らが、A, B, C, D, Eなどの契約違反をしたと思ったからですね？」

はい。

！！ここで、相手の弁護士がニヤリと笑った！

(ゲ！何かまずいこと言った?) いったい何を間違えたんだ？